平成３０年（フ）第１７７９号
大阪府吹田市江坂町１丁目12番47―405号
債務者　田中英一郎
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８１５号
大阪市住吉区庭井１丁目１番26号サニーハイツ　303号
債務者　尾崎　正憲
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８８５号
大阪府豊中市東寺内町８番15―106号、前住所大阪市西区南堀江１丁目16番16―502号
債務者　山崎　恵子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８８６号
大阪府豊中市桜の町１丁目３番29号
債務者　竹之内若菜
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８８９号
大阪市中央区平野町４丁目７番２―801号、前住所大阪市中央区東高麗橋２番35―1008号
債務者　梶本　浩世
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７６号
奈良県大和郡山市小泉町1086番地97
債務者　山崎　和也
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４３号
長崎県大村市諏訪２丁目499番地12　オーケイハイツ302
債務者　八木　浩美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１４６号
岐阜県美濃市松森1608番地８　市営松森住宅４号棟277号室、前住所岐阜県美濃市2575番地２
債務者　金丸真智子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１７号
京都府亀岡市篠町馬堀池ノ下12番地　ＡＳＫ篠106号
債務者　向井　俊明（債務発生時の姓服部）
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成３０年（フ）第８９号
和歌山市関戸４丁目２番61号　スカイハイツ関戸501号
債務者　上南　直人
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９３号
和歌山市北出島115番地３　ルームメイトナナヤマ
債務者　**西**島　　香
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９８号
和歌山県岩出市新田広芝９番地の42
債務者　若松　惠子
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３８号
香川県丸亀市富士見町２丁目７番１―202号富士見団地
債務者　西城　直美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第４１号
香川県仲多度郡多度津町大字青木241番地30
債務者　大山　沙織
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成３０年（フ）第７７号
長野県中野市大字吉田1231番地15　寿荘２号
債務者　武田　茂男
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８３号
長野市大字長野桜枝町864番地３
債務者　鈴木　忠雄
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８４号
長野市大字長野桜枝町864番地３
債務者　鈴木　榮子
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係